

## 甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年3月29日（月曜日）午後2時00分から午後3時50分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男      2番 小松 芳彦      3番 菊島 建      4番 池田 哲郎  
5番 落合 洋子      6番 關野 登      7番 田中 由美      8番 後藤 良仁  
9番 土屋 三千雄      10番 越石 和昭      11番 小澤 博      12番 山村 忠弘  
13番 雨宮 洋文      14番 末木 瑞夫      15番 矢崎 正勝      16番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

1番 佐々木 茂隆      2番 萩原 斉      3番 植田 泰      4番 山本 光信  
5番 平澤 友良      6番 山本 俊一      7番 杉原 正芳      8番 松木 正治  
9番 小池 厚      10番 二宮 茂徳      11番 大森 由彦      12番 佐野 満  
13番 齊藤 藤雄      14番 金丸 輝男      15番 若尾 忠昭      16番 亀井 智  
17番 池谷 幸男      18番 長田 茂季

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 石川 満  
農地係 係 長 齊藤 欣也  
         係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治  
振興係 技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願について  
議案第2号 農地法第5条の規定による競・公売適格証明願について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第3条による農地の権利取得に係わる下限面積の設定について

- 議案第6号 令和3年4月告示分農用地利用集積計画について  
議案第7号 令和3年4月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について  
議案第8号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第9号 納税猶予に関する適格者証明願いについて  
議案第10号 令和3年度甲府市農業委員会活動基本目標について  
議案第11号 令和3年度甲府市農業委員会年間事業計画について

#### 報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による許可後の賃貸借権合意解約について  
報告第6号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）  
報告第7号 競・公売適格証明による農地法第5条の規定に基づく農地等の取得について  
報告第8号 農用地利用集積計画の解約について  
報告第9号 令和3年度農業委員会定例総会・農地調査日程について

午後2時00分 開会

#### ○事務局（斉藤係長）

それでは、令和3年3月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

#### ○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会3月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並び

に甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、3月定例総会の議事録署名委員ですが、15番の矢崎正勝（やざき まさかつ）委員、16番の塚田泰英（つかだ やすひで）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

#### ○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

#### ○事務局（青木係長）

農地係青木でございます。今月は第3条の競・公売適格証明願が1件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1番をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

瀬古橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面は農地、西面は農地及び宅地となっています。

農地区分は、第1種農地と判断しました。

願出人は〇〇在住で、〇〇及び〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、競売地が立地条件に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、〇〇は計画面積が〇〇㎡となり、〇〇を行う計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

以上でございます。

#### ○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条による競・公売適格証明願いについて賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号は決定し、証明書の交付をしております。

つづいて、議案第2号は農地法第5条による競・公売適格証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第5条の競売適格証明願は1件ございます。今回の願出人は競売地を貸店舗・事務所用地として転用したいという方の5条の資格審査を求めるものです。また、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決決裁となります。

議案書2ページの1番、地図は1ページの適格証明5条No.1をご覧ください。競売地の所在、地目、面積、願出人については、議案書記載のとおりです。

〇〇から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、西面、南面、北面は宅地、東面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

願出人は〇〇で〇〇しているが、競売地が立地条件に適していることから取得し、貸店舗・事務所用地として利用したいとのこと。なお、競売地は従前より〇〇の敷地として利用されてきた経過があります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつ説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第5条による競・公売適格証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 賛成多数 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

賛成多数ですので議案第2号については、決定し、証明書の交付をしております。

つづいて、議案第 3 号は農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 2 件、使用貸借が 1 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 3 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人については、議案書記載のとおりです。

甲府市水道局向町補助水源から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、西面は農地、北面は宅地となっています。

借人は貸人の〇にあたり、〇〇を行っているが、貸人が耕作できなくなったことから、申請地に使用貸借権を設定し、借人に〇〇したいとのことです。

借人の現在の経営面積は〇〇㎡であり、議案書 2 番の所有権移転後、貸借後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇する計画です。

続きまして、議案書 2 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

アリア入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、西面、北面は農地、南面は宅地となっています。

譲受人は新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、議案書 1 番の使用貸借後、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇する計画です。

続きまして、議案書 3 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

疾風橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、西面、北面はいずれも農地となっています。

譲受人は新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告

は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第3号については、決定し、証明書の交付をまいります。つづいて、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が7件、賃貸借が1件、使用貸借が1件、計9件となります。

議案書4ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。神明神社から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地、南面、西面、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。朝井大橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地、南面、西面は道路、北面は農地及び宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書3番、地図は4ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

圓妙寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は雑種地、西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は5ページの5条No.4をご覧ください。  
申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。  
松野前橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、北面は農地、西面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書5番、地図は6ページの5条No.5をご覧ください。  
申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。  
松野前橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、北面は農地、西面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、〇〇しており、市内での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

議案書6番及び6ページ7番は関連案件となります。地図は7ページの5条No.6、7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。  
白井交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、西面は宅地、南面は道路、北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書8番、地図は8ページの5条No.8をご覧ください。  
申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人については議案書記載のとおりです。  
御成橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は雑種地、南面は道路、西面、北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇をしていますが、現在使用している〇〇を返却することになり、新たな〇〇が必要となったため、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

なお、転用期間は令和3年〇月〇日から〇年間となります。

続きまして議案書9番、地図は9ページの5条No.9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

満願寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は雑種地、南面は道路、西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書10番、地図は10ページの5条No.10をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

笛南中北2交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、西面は宅地、南面は農地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しているが、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

議案第4号も、事前に質問や意見もありませんでしたので、採決をさせていただきます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 賛成多数 〉

ありがとうございました。

賛成多数ですので議案第4号については、決定します。

この議案のうち1,000㎡以上の案件は、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

1,000㎡未満の案件は許可書を交付して参ります。

つづいて、議案第5号 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について審議いたします。事務局より説明して下さい。



○事務局（青木係長）

議案書の 8 ページをご覧ください。

農地法においてはそれぞれの農業委員会で農地法 3 条、つまり農地を買うための下限面積を設定しなければならないことになっています。これには計算式が決められておりまして基本的には直近の農業センサスによる数字を利用して決めるということになっております。ご承知のとおり 2020 年の農林業センサスというものが行われましたが、まだその数値が確定していないので、今年度につきましても 2015 年に行われた農業センサスにより算出した数字を使うということで昨年度同様に旧能泉村、宮本村、上九一色村を除いた甲府市全域は 30a、旧能泉村、宮本村は 20a、旧上九一色村は 20a、ということになります。来年度についてはおそらく 2020 年の農業センサスが確定をして参りますので、それに基づいて再計算することになりますが、若干変わってくるかなと感じておりますが、今年度はここに出ているとおり昨年度同様に 30、20、20 ということでとなっております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から農地の権利取得に係る下限面積の設定について説明がありました。

2015 年の農業センサスをもとに方程式にあてはめ、このような数字を導き出し、甲府市の旧能泉村、宮本村、上九一色村を除いては 30a、旧能泉村、宮本村、上九一色村は 20a とこのような下限面積を設定したいという説明でございました。このような面積で今年 1 年この方針で対応していくということでございます。

議案第 5 号についても、事前に質問や意見もありませんでしたので、採決をさせていただきます。

議案第 5 号 農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員賛成 〉

ありがとうございました。

全員賛成多数ですので議案第 5 号については、決定してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 7 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 35 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

36 ページからは令和 3 年 2 月 17 日から令和 3 年 3 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 7 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 6 号 令和 3 年 4 月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、所有権移転の 1 番の案件は、末木委員が関係する案件、利用権設定の 4 番の案件は越石委員が関係する案件、30 番の案件は關野委員が関係する案件、34 番の案件は土屋委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 6 号のうち、所有権移転の 1 番、利用権設定の 4 番、30 番、34 番を除く案件について、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告第 8 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

説明に先立ちまして、議案書の修正がございます。

議案書 12 ページ集計表の中道南地区の 3 年以上～6 年未満の貸手及び借手の数を 4 件から 3 件に、その下の合計を 7 件から 6 件に修正してください。この修正に伴って中道南地区右側合計の貸手及び借手を 5 件から 4 件に、その下の合計を 10 件から 9 件に修正してください。お詫びして訂正とさせていただきます。

それでは議案第 6 号の説明をいたします。議案書 9 ページをご覧ください。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 5 件、新規設定 9 件、再設定 29 件、計 43 件の申し出がありました。

議案書 9 ページの表は所有権移転です。

千代田・甲運・山城・中道南地区からの申し出がありまして、合計面積は 4,105 m<sup>2</sup>です。

議案書 12 ページの表は、新規設定です。

甲運・山城・大鎌田・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 14,251 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 14,251 m<sup>2</sup>、達成率は 14%です。

続いて 13 ページの表は、再設定です。

千代田・甲運・玉諸・二川・山城・大鎌田・中道北・中道南区からの申し出があり、合計面積は 36,865 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 36,865 m<sup>2</sup>、達成率は 11%です。

10 ページ 1 番から 11 ページ 5 番は所有権移転です。

14 ページ 1 番から 17 ページ 9 番、20 ページ 18 番は新規設定です。

17 ページ 10 番から 20 ページ 17 番、21 ページ 19 番から 22 ページ 23 番は再設定です。

22 ページ 24 番から 27 ページ 38 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、10 ページ 1 番、15 ページ 4 番、24 ページ 30 番、26 ページ 34 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。10 ページ 2 番をご覧ください。

買い手は、〇〇で〇〇。年間〇〇日、農業に従事しており、〇〇㎡を耕作しています。

利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、農作業従事日数は年間 300 日です。

続いて、10 ページ 3 番をご覧ください。

買い手は、〇〇。年間〇〇日、農業に従事しており、〇〇で、〇〇㎡、〇〇㎡を耕作しています。

利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、農作業従事日数は年間〇〇日です。

続いて、11 ページ 4 番をご覧ください。

買い手は、〇〇で〇〇。年間〇〇日、農業に従事しております。〇〇で、〇〇㎡、〇〇㎡、〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲渡人の農地を以前から耕作していた譲受人が〇〇を図る目的で、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、農作業従事日数は年間〇〇日です。

続いて、11 ページ 5 番をご覧ください。

買い手は、〇〇で〇〇。年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡、〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲受人が〇〇を図る目的で、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、農作業従事日数は年間〇〇日です。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

以上、すべての案件について、借手の経営地は、利用権貸借の下限面積を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。また、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 31 ページをご覧ください。  
今月は 9 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。  
解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 2 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

甲運の小松です。よろしくお願いします。議案書の 10 ページ 2 番をご覧ください。

○人所有者がおり譲り受け人が〇〇を譲り受けて耕作をします。

以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

○最適化推進委員（山本委員）

すいません、今の件に関しまして詳しく補足説明をさせてください。〇〇の土地のうち、〇〇について〇〇ということもあり〇〇をしたということでございます。残りの〇〇についてもいずれ〇〇を受ける予定です。相続の時にはこの中に出てきていない人がもう〇人いて、〇〇がされていますが、この土地については所有権者は〇人です。

以上です。

○議長（西名会長）

より詳しい補足説明ありがとうございます。〇〇さんと〇〇さんがいて、〇〇さんが〇〇を譲り受けるということです。今までも作って耕作していたけれども、これからも続けて作って耕作するということです。

○議長（西名会長）

つぎに、所有権移転の 3 番、4 番の案件について、山城地区 越石委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（越石委員）

山城の越石です。よろしくお願いします。この件については、先月の農業委員会で諏訪さんの所有する土地を業者が宅地として取得するという事で許可をいただいております。それにとまなう〇〇になるということで、〇〇さんの所有する土地の同じ〇〇㎡を〇〇することになって、〇〇になり、少ない面積ですが相互に〇〇して道路

を使い易くするという事です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、所有権移転の 5 番の案件について、滝川地区 渡邊委員から補足説明をお願いします。

○滝川地区委員（渡邊委員）

渡邊です。11 ページのNo.5 をご覧ください。これにつきましては、先ほど事務局で経緯を説明していただいたとおり問題はございませんので、引き続きご審議の方をよろしくをお願いします。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

ひととおり地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第 6 号の案件のうち所有権移転の 1 番、利用権設定の 4 番、30 番、34 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第 8 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは次に、末木委員さんの関係する議案でございますので、末木委員のご退席をお願いします。

【 末木委員 退席 】

つづきまして、議案第 6 号のうち、所有権移転の 1 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 10 ページ 1 番をご覧ください。

買い手は、〇〇で〇〇。年間〇〇日間、農業に従事しており〇〇で、〇〇㎡、〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲渡人が耕作できない土地の受け手を探していたところ譲受人が〇〇を凶る目的で、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、農作業従事日数は、年間〇〇日でこれらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たしております。

以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

この案件は、所有権移転ですので、補足説明をいただきます。相川地区の山村委員からお願いします。

○相川地区委員（山村委員）

相川地区の山村でございます。議案の10ページのNo.1をご覧ください。千代田地区の案件でございますが、千代田地区の委員さんが退席しておりますので、隣接する地区の私が説明させていただきます。事務局から説明があったとおりですけれども、報告事項にもありましたとおり平成〇〇年から賃貸借で借りておりました土地を解約いたしまして、現在多少荒れている土地ですけれども、これを綺麗にして所有権を移転して〇〇等していこうとのことでございます。特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

委員さん自ら地区の農地の活用をされているという話ですから、採決をいたします。議案第6号、1番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員賛成ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、末木委員はご着席をお願いします。

【 末木委員 着席 】

○議長（西名会長）

つぎに、越石委員のご退席をお願いします。

【 越石委員 退席 】

つづきまして、議案第6号、利用権設定の4番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書15ページ4番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらにつきましても、委員さんが遊休農地になりそうなところを農地として活用しようとする案件で、事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第6号、4番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

ありがとうございます。

全員賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。  
それでは、越石委員はご着席をお願いします。  
つぎに、關野委員さんの案件でございますので、關野委員のご退席をお願いします。

**【 關野委員 退席 】**

つづきまして、議案第 6 号、利用権設定の 30 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 24 ページ 30 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら委員さん本人の案件でございます。事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 6 号、30 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。  
それでは、關野委員はご着席をお願いします。

**【 關野委員 着席 】**

つぎに、土屋委員のご退席をお願いします。

**【 土屋委員 退席 】**

つづきまして、議案第 6 号、利用権設定の 34 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 26 ページ 34 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 6 号、34 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

**【 土屋委員 着席 】**

これにて議案第 6 号の議案の審議は全て終了いたしました。つぎに、議案第 7 号 令和 3 年 4 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 28 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第 7 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 8 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 28 ページをご覧ください。中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への集積計画の申出がありました。

議案書 29 ページ 1 番の借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

説明は以上です。

続いて、議案書 30 ページをご覧ください。中間管理機構に集積された農地が議案書第 8 号農用地利用配分計画（案）に記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借手は、〇〇を中心に〇〇㎡を耕作し、主に〇〇しています。

今回、当該農地の〇〇が荒れて、獣害が発生しこのままではますます耕作放棄地化が進むため、中間管理機構の借受整備事業を活用して耕作放棄地を解消する予定です。

今後の農業経営を行っていく上での経営計画、本人の農業に取り組む熱意を踏まえ、問題ないと考えられます。



説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

この案件は、特殊な案件となりますので、下曾根地区 後藤委員から補足説明をお願いします。

○下曾根地区委員（後藤委員）

下曾根地区の後藤でございます。今事務局から説明があったとおりで、追加で説明することはありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員さんからも特別追加することはなく、事前にご質問の報告は受けておりませんので採決をお願いします。

議案第7号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので議案第7号の案件について、決定して参ります。

つぎに、議案第8号 農用地利用配分計画（案）について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書30ページをご覧ください。中間管理機構に集積された農地が議案書第8号農用地利用配分計画（案）に記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借手は、〇〇を中心に〇〇㎡を耕作し、主に〇〇しています。

今回、当該農地の〇〇が荒れて、獣害が発生しこのままではますます耕作放棄地化が進むため、中間管理機構の借受整備事業を活用して耕作放棄地を解消する予定です。

今後の農業経営を行っていく上での経営計画、本人の農業に取り組む熱意を踏まえ、問題ないと考えられます。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

私、勘違いをしておりますして先ほど事務局のほうから議案第7号、第8号を続けて説明していただきましたので、地元委員さんからの補足説明は一度ですまさせていただきます。

それでは、採決をいたします。

議案第8号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員賛成の挙手をいただきましたので議案第8号の案件に

ついて、決定して参ります。

つづいて、議案第9号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。  
事務局より説明して下さい。

○事務局（斉藤係長）

議案書の34ページをご覧ください。

議案第9号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和2年〇月〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、〇月〇日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、〇月〇日に地元農業委員の池田委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の〇〇しており、〇〇をおこなっております。

また、申請人は以前から被相続人と〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。

議案提出が遅れたのは農地に〇〇があったため、〇〇を待ってからの提出となったためです。

再調査は、〇月〇日に現地にかがいを、〇〇の撤去を確認しました。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

議案第9号についても、特にご質問の報告は受けておりませんので、採決させていただきます。

議案第9号 納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数ですので議案第9号 については、適格者証明書の交付をして参ります。

○議長（西名会長）

つぎに議案第10号 令和3年度 甲府市農業委員会 活動基本目標（案） 議案第11号 令和3年度 甲府市農業委員会 年間事業計画（案） についてです。また関連がありますので報告第9号も併せて、事務局より説明してください。

○事務局（斉藤係長）

それでは、別紙をご覧ください。議案第10号「令和3年度甲府市農業委員会活動基

本目標（案）」、議案第 11 号「令和 3 年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）」及び、報告第 9 号「令和 3 年度農業委員会定例総会日程」、「令和 3 年度農地調査日程」について、朗読をもって提案と報告に変えさせていただきます。

《別紙 議案第 10 号『令和 3 年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）』 朗読》

《別紙 議案第 11 号『令和 3 年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）』 朗読》

《別紙 報告第 9 号『令和 3 年度農業委員会定例総会日程』『令和 3 年度農地調査日程 朗読』》

○議長（西名会長）

来年度の目標と、計画が事務局より説明がありました。また総会の日程や地区調査の日程も合わせて説明がありました。こちらも、事前に質問やご意見は受けておりませんが、大事な来年度の目標や事業計画等でございますので、中身について再度ご確認いただき質問等ありましたらお願いします。

○滝川地区委員（渡邊委員）

農業者年金について、農業委員会だより等で宣伝する割には加入者が 0 か 1 人などほとんど増えない。新規就農者は右肩上がりに増えており、月 2 万円の農業者年金の金額で、認定農業者で青色申告をしていれば国から 50%、つまり 1 万円の補助が出るなど

農業者年金のメリットを新規就農者に細かく詳細に説明すれば加入者も増えるのではないか。そのへんをふまえて効果的な PR をお願いします。

○議長（西名会長）

渡邊委員さんのおっしゃったとおり、事業計画にもあるとおり若い新規就農者に農業委員会だよりを差し上げたりして積極的に農業者年金への加入を働きかけるところであります。そして、農業委員や最適化推進委員さんにこの制度を十分理解していただき、若い就農者にアプローチし将来農業で生活できるよう生活の基盤の安定に力を貸していただきたい。事務局にはこの 1 年間の農業者年金の加入の状況と、活動基本目標にもあるこの問題についての考えを説明してもらいたいです。

○事務局（牧野係長）

農業者年金の加入の状況ですが、平成 31 年度と令和元年度は 0 人、令和 2 年度は 1 人だと思います。おっしゃるとおり加入していただくのが一番良く、農業委員会だより等で加入を呼びかけておりますがなかなかご理解いただけず、力及ばずでこのような状況となっております。以上です。

○議長（西名会長）

現在のところ、令和 2 年度は 1 名ということですが、渡邊委員さんが意見として言ったけれども、もう一度確認の意味も含めて、事務局からこの農業者年金制度の説明をお願いします。

○事務局（牧野係長）

まず、国民年金加入者がこの農業者年金制度の対象となります。勤め人でない方、自営業の方が対象となります。また、農業者年金基金が運営しており、市町村はその

委託をうけて各種手続きを行っております。

○事務局（青木係長）

補足をいたしますと、農業者年金は制度が変わりまして、現在は積み立て方式となっております。一口が2万円、最大三口までかけることができ、自分でかけたものは一定の年齢になると還ってくるので、いわゆる損をすることは全くないという制度です。若い方であれば補助という形で国からお金が出ますので、簡単にいうと1万円かけて2万円もらえるという若い方には非常に有利な年金となっております、私も事務局として若い農家の方が来ると、ぜひ加入した方が良いとお勧めをしているところでございます。ぜひ若い農家の方がいたら、農業委員会を案内していただければ詳細な説明をいたします。以上です。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

年に1回農業者年金の加入推進会議がありまして、私も出席していますが、そこにはJAの職員も出席し、同様に加入推進を促進しています。また私のところにも新規就農者が2世帯おり、農業者年金のパンフレットを渡して加入を促しましたがまだ加入にはいたっておりません。農業委員や最適化推進委員さんで変更になった方もいますので事務局でパンフレットを各委員さんに配布していただければより理解も深まると思いますので、次回の総会で事務局にはパンフレットを配布してもらいたいと思います。

○議長（西名会長）

農業者年金については、渡邊委員さん等の説明である程度分かったと思いますが、35歳以下の人は半分国の補助がいただけるのは分かりますが、それ以上の年齢になると補助率が若干違うわけですので、この問題もでございますから委員の皆様にはこのパンフレットを差し上げます。農業者年金は大変大事な制度でございまして、農業者が自立するためには、天災等もありますので国民年金だけでは老後の備えとしても不安です。対応としましては、早ければ早いほど補助率も違うので、新規就農者に対して農地の斡旋や営農指導をすると同時に生活を守るという点からも、委員の皆様がパンフレットを通じて年間を通して農業者年金の加入を促進していただくということで、次回の総会に事務局がパンフレットを配布するというところでよろしくお願ひします。

○滝川地区委員（渡邊委員）

補足で、新規就農者が誰でも入れるわけではなく、国民年金を掛けていることが条件で、60日以上農業に従事していることが必要です。また国から補助が出るのは一番安い2万円のコースだけで、35歳以下なら50%、35歳以上なら30%の補助がでます。

○最適化推進委員（植田委員）

基本目標で新規就農者支援において、基本目標にある住居作業場、農機具、農業用資材などで、新規就農者の方がどういうものを必要としているか名簿みたいなものはありますか。うちの地区でも廃業して農機具等を使わなくなった人は農機具屋さんの下取りか処分をしてもらいますが、誰が必要かデータがあれば再利用ができるのでは

ないでしょうか。

○議長（西名会長）

これは、数年前に現場で悩みにぶちあたりまして、近所にある使っていない作業場、農機具、資材を事務局に登録して斡旋をしようということになりましたが、今現在事務局の方で登録も無いとのことですが、実態について説明いただくと同時に事業計画に出すからには今後どうしたいか踏み込んで説明をお願いします。

○事務局（斉藤係長）

会長がおっしゃったとおり、この問題は3年前に出まして、その間委員さんにご近所にある余った農機具等を台帳にしてこちらの方でデータベース化しようということになりましたが、そのままの状態となったために、来年度以降データベース化してそれを就農支援課と共有して、どういうものがあり、欲しいのか応えていけるようにと考えております。現状では何も進んでいませんが、来年1年かけてデータベース化しようと考えています。以上です。

○議長（西名会長）

細かい説明ができなくて残念ですが、今年は就農支援課と協議しデータベース化していくということで事業計画に盛り込んでいきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

《 特に無し 》

それでは特別無いようですので、今出た意見は最大限尊重していただきながら、我々農業委員及び最適化推進委員の1年間の活動の指針としながら成果につながるような形で行っていきたく思いますので確認をお願いします。

それでは、議案第10号 令和3年度 活動基本目標、議案第11号 令和3年度年間事業計画に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、決定してまいります。

また、報告第9号 定例総会日程、農地調査日程については、既に会場の予約をしております。ワクチン接種の関係もあり変更があった場合は事務局から連絡がありますが、ない場合は、この日程の通りといたしますので、ご承知おき下さい。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

特に無いようですので以上をもちまして、3月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時50分 閉会